

鳥取県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月1日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社アドバン	居宅介護支援事業所わかば	鳥取市若葉台北六丁目3-27	平成24年5月1日